

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 神川町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	4	2	48,400	10	7,800	0	40,600
1	80	キシレン	5	1	162,800	5	6,600	0	156,300
1	87	クロム及び三価クロム化合物	2	7	105,800	7	105,800	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	10	11,000	15	11,000	0	0
1	213	N,N-ジメチルアセトアミド	1	10	1,300	23	1,300	0	0
1	300	トルエン	3	3	343,600	3	52,210	0	291,400
1	309	ニッケル化合物	1	10	4,500	18	4,500	0	0
1	321	バナジウム化合物	1	10	50,000	9	50,000	0	0
1	392	ヘキサン	1	10	110,000	6	0	0	110,000
1	400	ベンゼン	1	10	19,000	13	0	0	19,000
1	405	ほう素化合物	1	10	6,300	17	6,300	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	2	7	2,332,000	1	2,332,000	0	0
1	438	メチルナフタレン	3	3	12,200	14	5,200	0	7,000
1	453	モリブデン及びその化合物	1	10	1,400	22	1,400	0	0
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	1	10	8,200	16	6,600	0	1,700
1	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	1	10	2,600	19	1,800	0	810
1	667	炭化けい素	1	10	1,200	24	1,200	0	0
1	682	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン(別名 メラミン)	1	10	2,100	21	2,100	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	3	3	179,400	4	23,000	0	155,600
1	697	鉛及びその化合物	1	10	79,000	8	0	79,000	0
1	731	ヘプタン	1	10	40,000	11	0	0	40,000
2	291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	1	10	2,600	19	2,600	0	0
3	11	メタノール	2	7	20,000	12	20,000	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	3	2,004,800	2	2,004,800	0	0
		合計	—	—	5,548,200	—	4,646,210	79,000	822,410

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。